次世代教育会員のご案内

日本人類学会では、次世代教育にひろく人類学の最新の知見を活用して頂くため、2022 年度(2021年10月~)より新しい会員制度「次世代教育会員」を設けました。初等教育、中等教育(生物、理科課題研究、世界史、日本史、保健体育)、大学の教養課程などで、教育素材としてヒトの生物学や人類進化などの自然人類学を活用したい、最新の研究成果を学びたい、という先生方を歓迎いたします。

皆様といっしょに子どもたちにヒトという生物の不思議と魅力を伝えたいと存じます。 ぜひ、ご参加ください!

会員のメリット

- ・学会に参加して発表を聴講できます(学会発表はできません)
- ・学会は参加無料になる予定です(大会参加費は各大会実行委員会の決定によりますので、 開催形式・参加形式によって有料になる場合があります)
- ・会員限定の日本語論文早期公開を閲覧できます。
- ・人類学普及委員会が提供する、教育用貸出標本やビデオ教材を利用できます(2022 年 8 月開始予定)。

会員資格

- ・小・中・高等学校等の教育機関(博物館や教育支援施設も含みます)の教職員
- ・通常会員あるいは名誉会員から教育関係者として推薦された者
 - *入会と年会費納入にあたって、所属組織と身分を証明する書類の提出をお願いします。
 - *入会にあたっては理事会による資格審査があります。

年会費

3000円(税込)

*領収書を発行いたします

入会手続きは<u>入会申請</u> (https://www.kuba.jp/members/asn/formmail.php?type=nyukai) にお進み下さい。

問い合わせ:(一社) 日本人類学会事務局: anthropology@kuba.jp

関連規則

1)一般社団法人日本人類学会定款 2021年10月2日改定 第二章 会員

第5条 会員の種別

(6) 次世代教育会員 本会の目的に賛同して入会した、小・中・高等学校等の教育機関の 教員、もしくは細則に定める資格を有する教育関係者

第8条 会員の権利

(3) 本会主催の大会及び各種集会へ出席すること、そこで研究発表を行うこと。ただし、第5条(6)に定める次世代教育会員は、発表を行うことはできない。

2)細則と規定

2021年10月2日改定

第2条(5)次世代教育会員は3,000円。

第6条 定款第5条(6)に定める次世代教育会員は以下のいずれかを満たす個人とする。

- (1) 小・中・高等学校等の教育機関の教員
- (2) 通常会員あるいは名誉会員からの推薦に基づいて、理事会が次世代教育会員としての登録を認めた教育関係者
- 2 次世代教育会員として登録するには前項の要件を満たすことを証明する書類を必要とする。